平成２０年４月１日

平成２４年３月２３日改訂

裁判員量刑検索システム

データ検索の手引き

最高裁判所事務総局刑事局

【目次】

頁

第１　総論

１　検索対象の選択・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２　基本条件（基本タブ）と追加条件（補助タブ）・・・・・・・・・・・・・・・３

３　項目内の条件関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４　項目間の条件関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

５　各項目及び肢（量刑因子）の意味・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第２　各論

１　殺人編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

２　傷害致死編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

３　強盗致死傷編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

４　強姦編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

５　放火編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

６　危険運転致死編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

７　薬物編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

８　銃刀法編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

９　その他編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

第１　総論

各編の検索条件入力画面は，「検索対象」及び「基本条件・追加条件」から構成されている。

１　検索対象の選択

(1)　検索するデータの対象範囲について，次の３つの検索対象の中から選択する。

ア　第一審判決から検索（ただし，上訴審で刑訴法３９７条２項以外の理由で破棄された判決を除く）

イ　第一審判決から検索（上訴審で破棄（刑訴法３９７条２項以外の理由による破棄を含む。）された判決を含む）

ウ　上訴審判決及び第一審判決から検索（ただし，第一審判決は上訴審で刑訴法３９７条２項以外の理由で破棄された判決を除く）

(2)　検索するデータの対象範囲第一審判決は次の判決（５種類）である。

①第一審で判決が確定した第一審判決

②上訴中の第一審判決

③上訴審で第一審判決維持が確定した第一審判決

④上訴審で刑訴法３９７条２項による破棄が確定した第一審判決

⑤上訴審で刑訴法３９７条２項以外の理由による破棄が確定した第一審判決

上訴審判決は次の判決である。

⑥上訴審で刑訴法３９７条２項以外の理由により第一審判決を破棄し自判が確定した上訴審判決

1(1)アは，上記①，②，③，④の判決データが対象となる。

1(1)イは，上記①，②，③，④，⑤の判決データが対象となる。

1(1)ウは，上記①，②，③，④，⑥の判決データが対象となる。

2　基本条件（基本タブ）と追加条件（補助タブ）

(1)　量刑因子等の検索条件は，基本条件（基本タブ）と追加条件（補助タブ）から構成されており，前者においては主として処断罪の犯情に関する項目が，後者においては主としてそれ以外の一般情状に関する項目が設定されている。

(2)　同画面を開くと，基本タブが常に前面になって表示される。

(3)　各編の基本タブの冒頭には，処断罪欄があり，必ずいずれかを選択しなければならない（ただし，危険運転致死編については，処断罪は常に危険運転致死である。）。

(4)　各タブにおいては，おおむね，犯行類型に関する項目や量刑を判断する上で重要と思われる因子から順に並んでいる。

(5)　項目内の条件関係

①　原則として，含む検索（指定条件を含むすべてのデータが検索される。）となる。

②　複数の条件を指定する場合には，ＡＮＤ検索（「Ｘを含むデータ」かつ「Ｙを含むデータ」の検索）又はＯＲ検索（「Ｘを含むデータ」又は「Ｙを含むデータ」の検索）とがある。

③　登録時に複数の肢を選択できる項目においては，ＯＮＬＹ検索（指定した肢のみが選択されているデータの検索）ができる。

④　登録時にいずれの肢も選択されない場合がある項目においては，ＮＯＴ検索（指定した肢が選択されているデータ以外の検索）ができる。

⑤　ＡＮＤ検索，ＯＲ検索，ＯＮＬＹ検索又はＮＯＴ検索の組み合わせで検索できる項目もある。

⑥　範囲検索（Ｘ～Ｙ）ができる項目もある。この場合に，上限等又は下限等のみを設定することもできる。

(6)　項目間の条件関係

① ＡＮＤ条件（ＰかつＱ）の絞り込み検索となる。

② 条件指定のない項目がある場合，その項目によっては絞り込まれない検索となる。

③ いずれの項目にも条件指定がない場合には，全データが検索されることになる。

(7) 各項目及び肢（量刑因子）の意味

第２（各論）のほか，「裁判員量刑検索システム　データ登録のルール」を併せて参照されたい。

第２　各論

１　殺人編

(1)　基本条件

ア　処断罪

(ア)　必ずいずれかの罪名を選択しなければならない。

(イ)　罪名には，初期値として，殺人が選択されている。

(ウ)　罪名と組犯法適用の有無とは，ＡＮＤ検索になる。

イ　共犯関係等

(ア)　共犯関係については，２個の条件でＯＲ検索できる。

(イ)　実行共同正犯又は共謀共同正犯の場合には，それらと主導的・従属的とを各別にＡＮＤ検索できる。

(ウ)　共犯関係全体と組織的とは，ＡＮＤ検索になる。

ウ　動機

(ア)　２個の条件でＯＲ検索できる。

(イ)　各別の条件について，ＯＮＬＹ検索できる。

(ウ)　(ア)と(イ)の組み合わせでも検索できる。

エ　凶器等

(ア)　凶器等の有無については，両方を選択すると，画面上表示はないが，ＯＲ検索になる。

(イ)　具体的な凶器等については，２個の条件でＯＲ検索できる。また，各別の条件について，ＯＮＬＹ検索できる。さらに，両者の組み合わせでも検索できる。

(ウ)　凶器等の有無全体と具体的な凶器等全体とは，ＡＮＤ検索になる。

オ　処断罪名と同じ罪の件数

(ア)　これが１件というのは，処断罪名に係る罪が１個成立した場合，すな

わち，通常，処断罪名の被害者が１名の場合を意味する。

(イ) これが２件以上というのは，処断罪名に係る罪が２個以上成立した場合（科刑上一罪の場合を含む。），すなわち，通常，処断罪名の被害者が２名以上の場合を意味する。

カ　傷害の程度(未遂の場合)

(ア) 範囲検索である。

(イ) 加療期間等について，左側は短期を，右側は長期を選択する。

(ウ) 長短の順序については，ドロップダウンの上から下へ向かって，短期から長期へと並んでいる。

(エ) 左側の短期と右側の長期を同一にしてもよい。

キ　被告人から見た被害者の立場

(ア) ２個の条件でＯＲ検索できる。

ク　被害者の落ち度

(ア) 「～以外」を選択すれば，ＮＯＴ検索できる。

(2) 追加条件

ア　殺意(計画性)

(ア) ２個の条件でＯＲ検索できる。

イ　被告人の反省

(ア) 「～以外」を選択すれば，ＮＯＴ検索できる。

ウ　被告人の年齢

(ア) 範囲検索である。

(イ) 左側は下限を，右側は上限を入力する。

(ウ) 左側の下限と右側の上限を同一にしてもよい。

エ　処断罪名と異なる主要な罪の有無

(ア) これがあるということは，処断罪名以外の罪で比較的法定刑の重い罪

がある場合を意味する。

(イ) これがないということは，処断罪名以外の罪で比較的法定刑の重い罪がない場合を意味する。

オ　減軽事由

(ア) １個の条件による含む検索のみできる。

カ　判決宣告年

(ア) 範囲検索である。

(イ) 左側は始期を，右側は終期を選択・入力する。

(ウ) 左側の始期と右側の終期を同一にしてもよい。

キ　不定期刑

(ア) ここで条件を指定しない場合は，不定期刑は含まれず，有期刑については定期刑のみが検索される。

(イ) 不定期刑を含むとは，有期刑について定期刑と不定期刑の両方を含む，すなわち，すべての刑の場合が検索されることを意味する。

2　傷害致死編

(1)　基本条件

ア　処断罪

(ア)　1（殺人編）(1)ア(ア)に同じ。

(イ)　罪名には，初期値として，傷害致死が選択されている。

イ　共犯関係等

1（殺人編）(1)イに同じ。

ウ　動機

1（殺人編）(1)ウに同じ。

エ　凶器等

1（殺人編）(1)エに同じ。

オ　処断罪名と同じ罪の件数

1（殺人編）(1)オに同じ。

カ　被告人から見た被害者の立場

1（殺人編）(1)キに同じ。

キ　被害者の落ち度

1（殺人編）(1)クに同じ。

(2)　追加条件

ア　犯意(計画性)

1（殺人編）(2)アに同じ。

イ　被告人の反省

1（殺人編）(2)イに同じ。

ウ　被告人の年齢

1（殺人編）(2)ウに同じ。

エ　処断罪名と異なる主要な罪の有無

1（殺人編）(2)エに同じ。

オ　減軽事由

1（殺人編）(2)オに同じ。

カ　判決宣告年

1（殺人編）(2)カに同じ。

キ　不定期刑

1（殺人編）(2)キに同じ。

3　強盗致死傷編

(1)　基本条件

ア　処断罪

(ア)　1（殺人編）(1)ア(ア)に同じ。

(イ)　罪名には，初期値として，強盗殺人が選択されている。

イ　共犯関係等

1（殺人編）(1)イに同じ。

ウ　犯行態様

(ア)　3個の条件でＯＲ検索できる。

エ　凶器等

1（殺人編）(1)エに同じ。

オ　処断罪名と同じ罪の件数

1（殺人編）(1)オに同じ。

カ　傷害の程度

1（殺人編）(1)カに同じ。

キ　被害額

(ア)　範囲検索である。

(イ)　左側は下限を，右側は上限を選択する。

(ウ)　左側の下限と右側の上限を同一にしてもよい。

(2)　追加条件

ア　強盗部分の計画性

(ア)　「～以外」を選択すれば，ＮＯＴ検索できる。

イ　殺意(強盗殺人等の場合)

(ア)　2個の条件でＯＲ検索できる。

ウ　被告人の反省

1（殺人編）(2)イに同じ。

エ　被告人の年齢

1（殺人編）(2)ウに同じ。

オ　処断罪名と異なる主要な罪の有無

1（殺人編）(2)エに同じ。

カ　減軽事由

1（殺人編）(2)オに同じ。

キ　判決宣告年

1（殺人編）(2)カに同じ。

ク　不定期刑

1（殺人編）(2)キに同じ。

4　強姦編

(1)　基本条件

ア　処断罪

(ア)　1（殺人編）(1)ア(ア)に同じ。

(イ)　罪名には，初期値として，集団強姦等致死が選択されている。

イ　共犯関係等

1（殺人編）(1)イに同じ。

ウ　姦淫(わいせつ行為)の点

(ア)　処断罪が集団強姦等致死，同致傷，強姦致死，同致傷，準強姦致死，同致傷，強制わいせつ致死，同致傷，準強制わいせつ致死又は同致傷の場合に，選択する意味がある。

エ　被告人から見た被害者の立場

1（殺人編）(1)キに同じ。

オ　凶器等

1（殺人編）(1)エに同じ。

カ　処断罪名と同じ罪の件数

1（殺人編）(1)オに同じ。

キ　傷害の程度(致傷の場合)

1（殺人編）(1)カに同じ。

ク　被害者の落ち度

1（殺人編）(1)クに同じ。

(2)　追加条件

ア　計画性

(ア)　「～以外」を選択すれば，ＮＯＴ検索できる。

イ　被告人の反省

1（殺人編）(2)イに同じ。

ウ　被告人の年齢

1（殺人編）(2)ウに同じ。

エ　処断罪名と異なる主要な罪の有無

1（殺人編）(2)エに同じ。

オ　減軽事由

1（殺人編）(2)オに同じ。

カ　判決宣告年

1（殺人編）(2)カに同じ。

キ　不定期刑

1（殺人編）(2)キに同じ。

5　放火編

(1)　基本条件

ア　処断罪

(ア)　1（殺人編）(1)ア(ア)に同じ。

(イ)　罪名には，初期値として，現住建造物等放火が選択されている。

イ　共犯関係等

1（殺人編）(1)イに同じ。

ウ　処断罪名と同じ罪の件数

(ア)　これが1件というのは，処断罪名に係る罪が1個成立した場合，すなわち，通常，処断罪名に関して発生した公共の危険が1個の場合を意味する。

(イ)　これが2件以上というのは，処断罪名に係る罪が2個以上成立した場合（科刑上一罪の場合を含む。），すなわち，通常，処断罪名に関して発生した公共の危険が2個以上の場合を意味する。

エ　被害状況

(ア)　全焼及び一部焼の棟数それぞれの範囲検索である。

(イ)　左側は下限を，右側は上限を入力する。

(ウ)　左側の下限と右側の上限を同一にしてもよい。

(エ)　全焼と一部焼の条件は，ＡＮＤ検索である。

オ　所在地

(ア)　1個の条件による含む検索のみできる。

カ　燃料使用

(ア)　「～以外」を選択すれば，ＮＯＴ検索できる。

キ　動機

1（殺人編）(1)ウに同じ。

(2) 追加条件

ア 計画性

4（強姦編）(2)アに同じ。

イ 被告人の反省

1（殺人編）(2)イに同じ。

ウ 被告人の年齢

1（殺人編）(2)ウに同じ。

エ 処断罪名と異なる主要な罪の有無

1（殺人編）(2)エに同じ。

オ 減軽事由

1（殺人編）(2)オに同じ。

カ 判決宣告年

1（殺人編）(2)カに同じ。

キ 不定期刑

1（殺人編）(2)キに同じ。

6　危険運転致死編

(1)　基本条件

ア　処断罪

(ア)　危険運転致死に固定されており，選択の余地はない。

イ　共犯関係等

1（殺人編）(1)イに同じ。

ウ　危険運転類型

(ア)　２個の条件でＯＲ検索できる。

(イ)　各別の条件について，ＯＮＬＹ検索できる。

(ウ)　(ア)と(イ)の組み合わせでも検索できる。

エ　被告人車両の種類

(ア)　２個の条件でＯＲ検索できる。

オ　被害者

(ア)　２個の条件でＯＲ検索できる。

カ　処断罪名と同じ罪の件数

1（殺人編）(1)オに同じ。

キ　被害者の落ち度

1（殺人編）(1)クに同じ。

(2)　追加条件

ア　常習性

(ア)　「～以外」を選択すれば，ＮＯＴ検索できる。

イ　被告人の反省

1（殺人編）(2)イに同じ。

ウ　被告人の年齢

1（殺人編）(2)ウに同じ。

エ　処断罪名と異なる主要な罪の有無

1（殺人編）(2)エに同じ。

オ　減軽事由

1（殺人編）(2)オに同じ。

カ　判決宣告年

1（殺人編）(2)カに同じ。

キ　不定期刑

1（殺人編）(2)キに同じ。

7　薬物編

(1)　基本条件

ア　処断罪

(ア)　(主要な薬物犯罪類型)のドロップダウンから，必ずいずれかの類型を選択しなければならない。

(イ)　(主要な薬物犯罪類型)には，初期値として，覚せい剤の営利目的輸入が選択されている。

(ウ)　(主要な薬物犯罪類型)から犯罪類型を選択することで，薬物の種類，行為類型，目的，既遂／未遂及び麻特法５条適用の各欄のうち，特定の肢が決定される欄ではそれが自動的に選択されるが，決定されない欄については任意に選択できる（選択しなくてもよい。）。

イ　共犯関係等

１（殺人編）(1)イに同じ。

ウ　薬物の量

(ア)　ｇ単位及び錠単位の薬物量それぞれの範囲検索である。

(イ)　左側は下限を，右側は上限を選択する。

(ウ)　左側の下限と右側の上限を同一にしてもよい。

(エ)　ｇ単位と錠単位の条件は，ＯＲ検索できる。

エ　処断罪名と同じ罪の件数

(ア)　これが１件というのは,処断罪名に係る罪が１個成立した場合である。

なお，罪数関係については，各犯罪類型によって判断されたい。

(イ)　これが２件以上というのは，処断罪名に係る罪が２個以上成立した場合（科刑上一罪の場合を含む。）である。

なお，罪数関係については，各犯罪類型によって判断されたい。

オ　薬物取引上の地位

(ア)　２個の条件でＯＲ検索できる。

(2) 追加条件

ア 被告人の反省

1（殺人編）(2)イに同じ。

イ 被告人の年齢

1（殺人編）(2)ウに同じ。

ウ 処断罪名と異なる主要な罪の有無

1（殺人編）(2)エに同じ。

エ 減軽事由

1（殺人編）(2)オに同じ。

オ 判決宣告年

1（殺人編）(2)カに同じ。

カ 不定期刑

1（殺人編）(2)キに同じ。

8　銃刀法編

(1)　基本条件

ア　処断罪

(ア)　必ずいずれかの犯行類型を選択しなければならない。

(イ)　犯行類型には，初期値として，発射が選択されている。

イ　共犯関係等

1（殺人編）(1)イに同じ。

ウ　発射数

(ア)　範囲検索である。

(イ)　左側は下限を，右側は上限を選択する。

(ウ)　左側の下限と右側の上限を同一にしてもよい。

エ　けん銃の数(けん銃輸入等の場合)

(ア)　範囲検索である。

(イ)　左側は下限を，右側は上限を選択する。

(ウ)　左側の下限と右側の上限を同一にしてもよい。

オ　被告人の利得額(けん銃輸入等の場合)

(ア)　範囲検索である。

(イ)　左側は下限を，右側は上限を選択する。

(ウ)　左側の下限と右側の上限を同一にしてもよい。

カ　処断罪名と同じ罪の件数

7（薬物編）(1)エに同じ。

キ　けん銃取引上の地位(けん銃輸入等の場合)

(ア)　２個の条件でＯＲ検索できる。

ク　動機

1（殺人編）(1)ウに同じ。

(2) 追加条件

ア 計画性

4（強姦編）(2)アに同じ。

イ 被告人の反省

1（殺人編）(2)イに同じ。

ウ 被告人の年齢

1（殺人編）(2)ウに同じ。

エ 処断罪名と異なる主要な罪の有無

1（殺人編）(2)エに同じ。

オ 減軽事由

1（殺人編）(2)オに同じ。

カ 判決宣告年

1（殺人編）(2)カに同じ。

キ 不定期刑

1（殺人編）(2)キに同じ。

9　その他編

(1)　基本条件

ア　処断罪

(ア)　(主要な薬物犯罪類型)又は(その他の裁判員裁判対象犯罪)の刑法犯若しくは特別法犯のうち,必ずいずれかの罪名を選択しなければならない。

(イ)　初期値としては，いずれの罪名も選択されていない。

イ　共犯関係等

1（殺人編）(1)イに同じ。

ウ　動機

1（殺人編）(1)ウに同じ。

エ　凶器等

1（殺人編）(1)エに同じ。

オ　処断罪名と同じ罪の件数

(ア)　これが1件というのは,処断罪名に係る罪が1個成立した場合である。

なお，罪数関係については，各罪名又は各犯罪類型によって判断されたい。

(イ)　これが2件以上というのは，処断罪名に係る罪が2個以上成立した場合（科刑上一罪の場合を含む。）である。

なお，罪数関係については，各罪名又は各犯罪類型によって判断されたい。

カ　被告人から見た被害者の立場

1（殺人編）(1)キに同じ。

キ　被害額(偽造通貨額，身の代金額等を含む)

(ア)　範囲検索である。

(イ)　左側は下限を，右側は上限を選択する。

(ウ)　左側の下限と右側の上限を同一にしてもよい。

ク　被害者の落ち度

1（殺人編）(1)クに同じ。

(2)　追加条件

ア　計画性

4（強姦編）(2)アに同じ。

イ　常習性

6（危険運転致死編）(2)アに同じ。

ウ　被告人の反省

1（殺人編）(2)イに同じ。

エ　被告人の年齢

1（殺人編）(2)ウに同じ。

オ　処断罪名と異なる主要な罪の有無

1（殺人編）(2)エに同じ。

カ　減軽事由

1（殺人編）(2)オに同じ。

キ　判決宣告年

1（殺人編）(2)カに同じ。

ク　不定期刑

1（殺人編）(2)キに同じ。

裁判員量刑検索システム

【検索編】改修概要説明書

最高裁判所　事務総局　刑事局

画面レイアウト

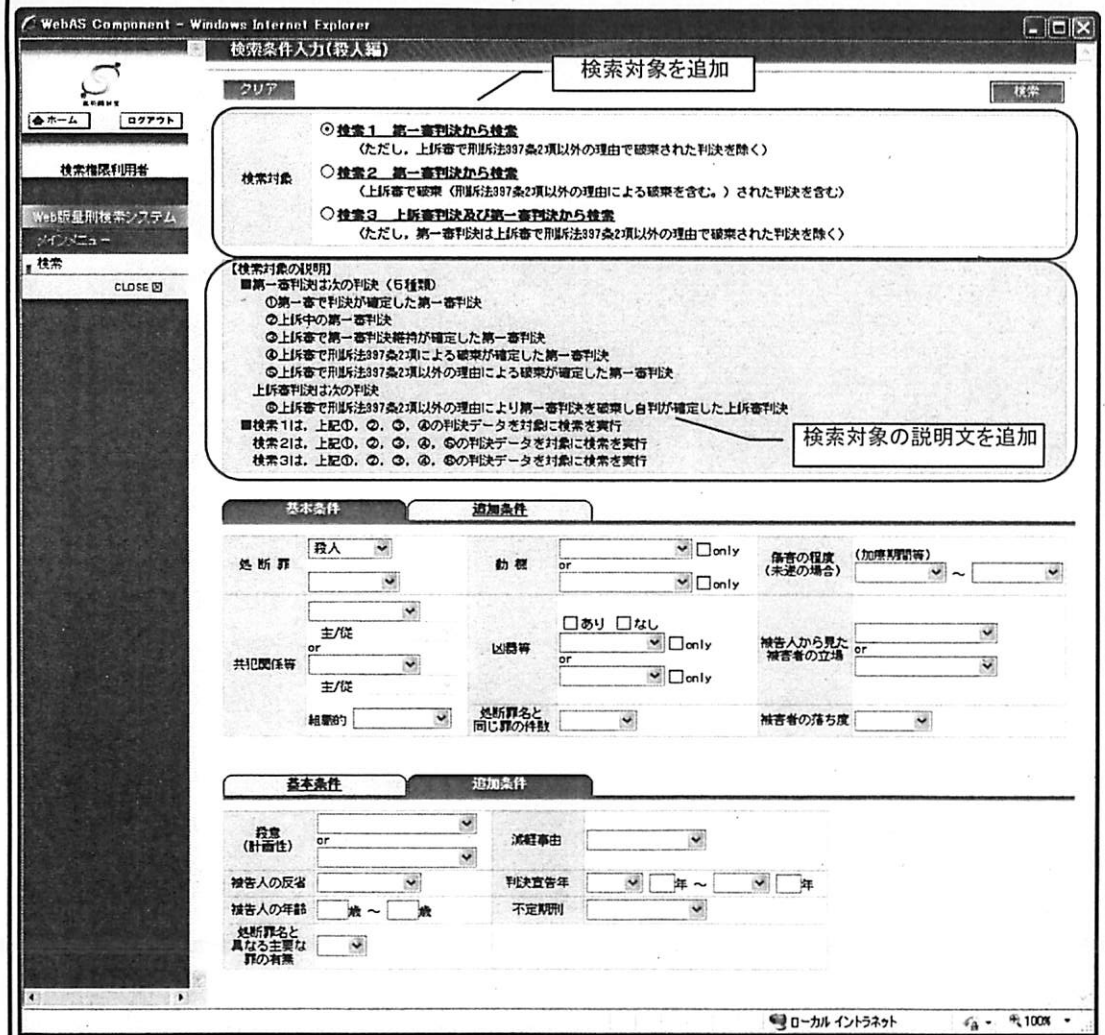

改修概要1 【検索条件入力画面における改修概要】

○ 改修により検索対象を選択できるようになりました。
《検索対象》参照

○ 検索対象（検索1～3）を指定し，検索条件入力後，検索ボタンをクリックすることで次画面に検索結果を表示します。

○ 検索対象についての説明文が画面上に記載されていますので、内容に従って検索対象を選択してください。→《検索対象の説明》参照

《検索対象》

検索1　第一審判決から検索
（ただし，上訴審で刑訴法397条2項以外の理由で破棄された判決を除く）
→ 通常は，検索1が選択されています。（検索対象は，以前と同様です。）

検索2　第一審判決から検索
（上訴審で破棄（刑訴法397条2項以外の理由による破棄を含む。）された判決を含む）
→ 破棄された第一審判決も含めて検索の対象としたい場合に選択します。

検索3　上訴審判決及び第一審判決から検索
（ただし，第一審判決は上訴審で刑訴法397条2項以外の理由で破棄された判決を除く）
→ 上訴審判決（刑訴法397条1項により破棄（自判・有罪）となったもの）も含めて検索対象としたい場合に選択します。

《検索対象の説明》

■第一審判決は次の判決（5種類）
①第一審で判決が確定した第一審判決
②上訴中の第一審判決
③上訴審で第一審判決維持が確定した第一審判決
④上訴審で刑訴法397条2項による破棄が確定した第一審判決
⑤上訴審で刑訴法397条2項以外の理由による破棄が確定した第一審判決
上訴審判決は次の判決
⑥上訴審で刑訴法397条2項以外の理由で第一審判決を破棄し自判が確定した上訴審判決

■ 検索1は，上記①，②，③，④の判決データを対象に検索を実行
検索2は，上記①，②，③，④，⑤の判決データを対象に検索を実行
検索3は，上記①，②，③，④，⑥の判決データを対象に検索を実行

画面レイアウト

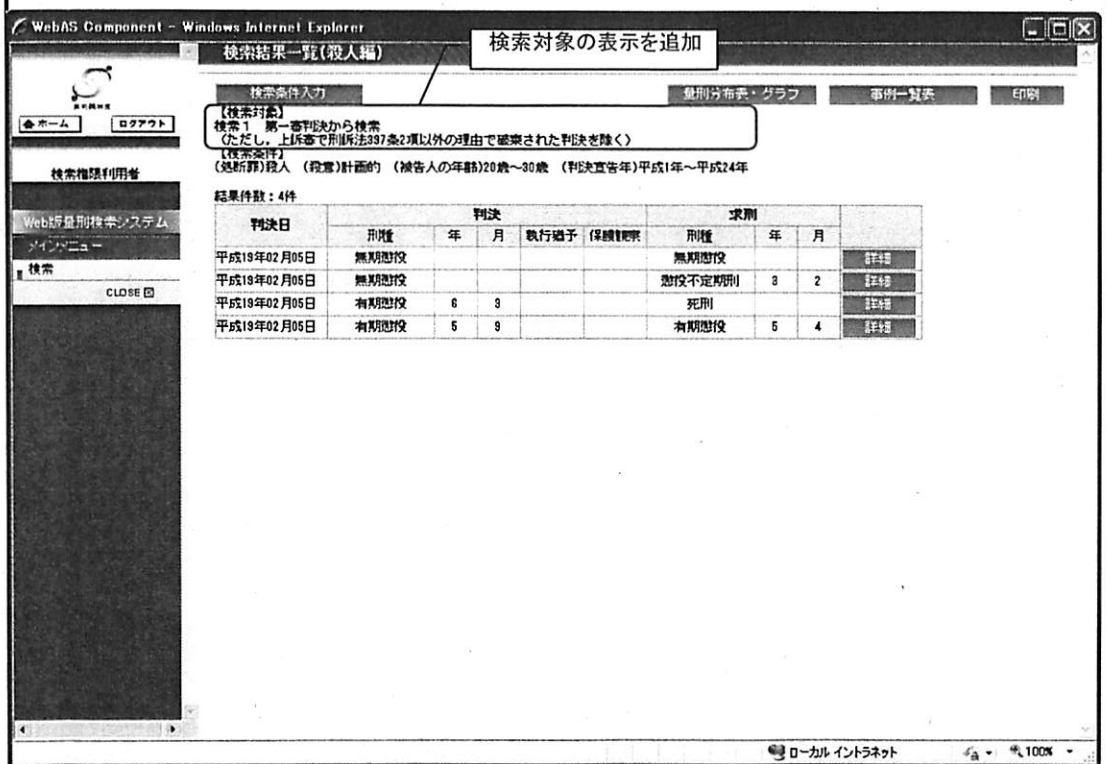

改修概要2【検索結果一覧改修概要】

○ 検索対象及び検索条件で入力した内容をもとに検索した結果を一覧表示します。

○【検索対象】欄に，1の画面で選択した検索対象が表示され，検索1～3のどの検索対象に基づくデータなのかが明らかになるようになりました(帳票にも表示されます。)。

画面レイアウト

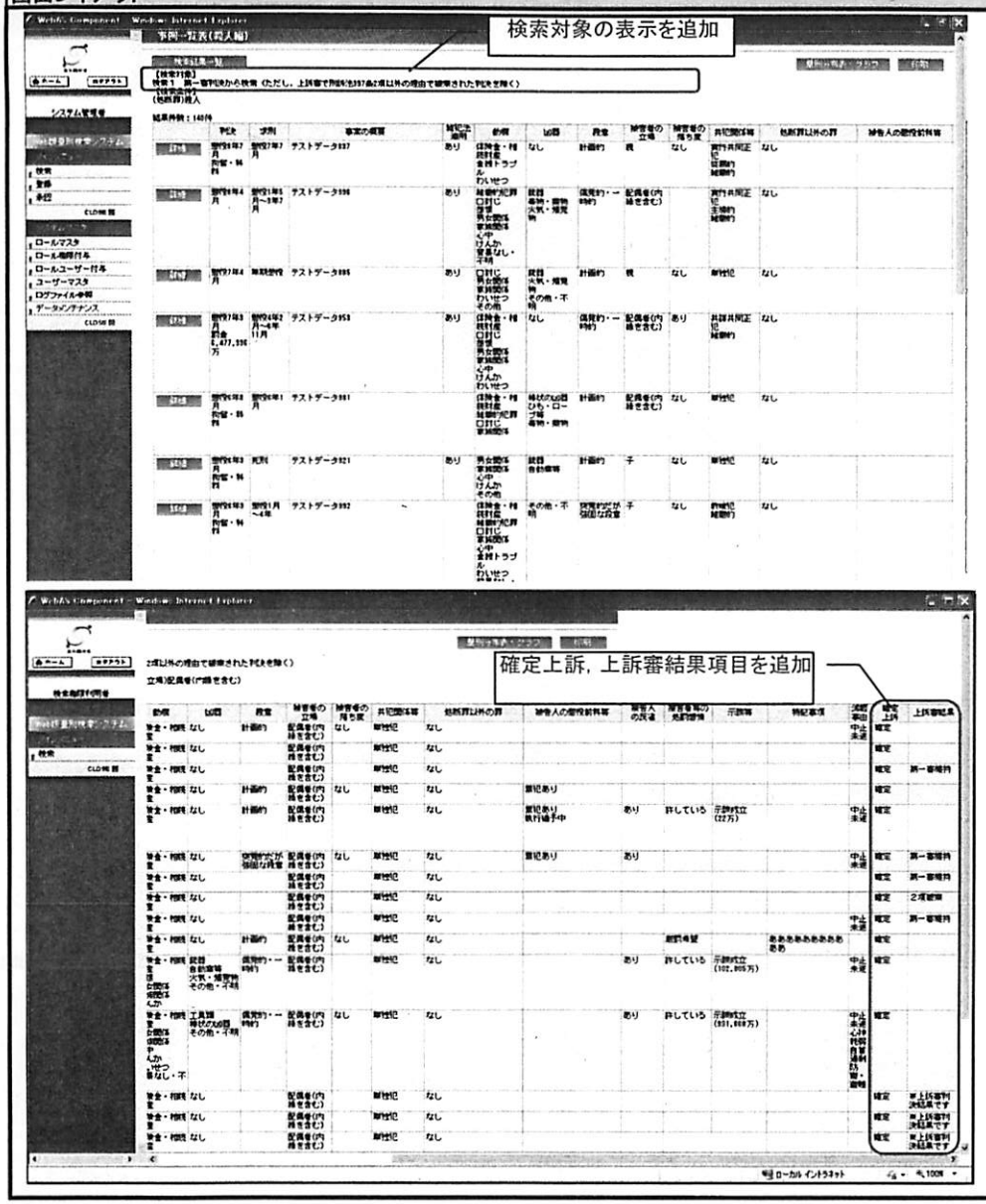

改修概要3 【事例一覧改修概要】

○ 確定上訴欄及び上訴審結果欄が一覧表の右端に追加されました。
第一審，上訴審の結果に応じて，その内容が表示されます。

○ 検索条件入力画面で入力した検索対象・検索条件に該当する結果を一覧表示します。

○ 上訴審結果については，事件のステータスに応じて次のとおり表示されます。

・「第一審維持」 →上訴審で第一審が維持された第一審判決

・「2項破棄」 →上訴審で2項破棄となった第一審判決

・「その他破棄(自判有罪)」 →上訴審でその他の破棄・自判・有罪となった第一審判決

・「その他破棄(自判無罪・免訴)」 →上訴審でその他の破棄・自判・無罪(免訴)となった第一審判決

・「その他破棄(処断罪登録対象外等)」
→上訴審で登録対象外となった事件の第一審判決

・「※上訴審判決結果です」 →上訴審判決

○ 【検索対象】欄に，1の画面で選択した検索対象が表示され，検索1～3のどの検索対象に基づくデータなのかが明らかになります(帳票にも表示されます。)。

画面レイアウト

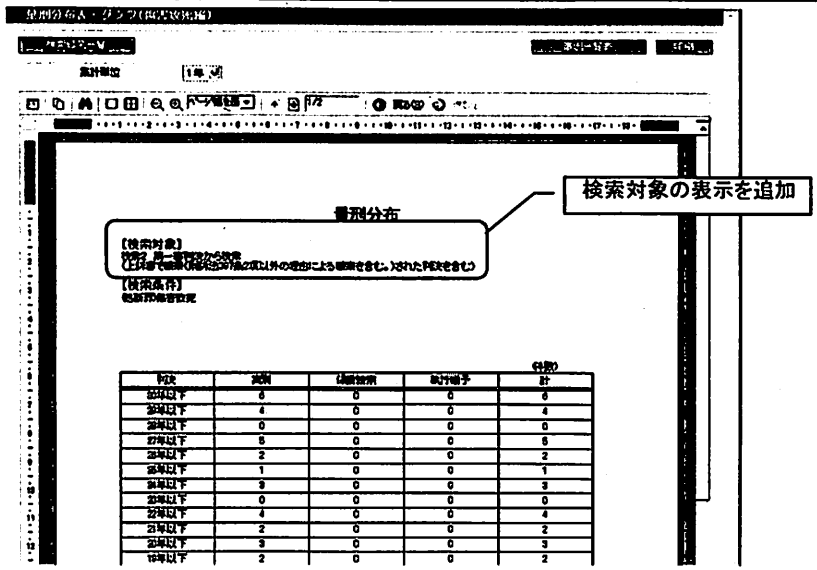

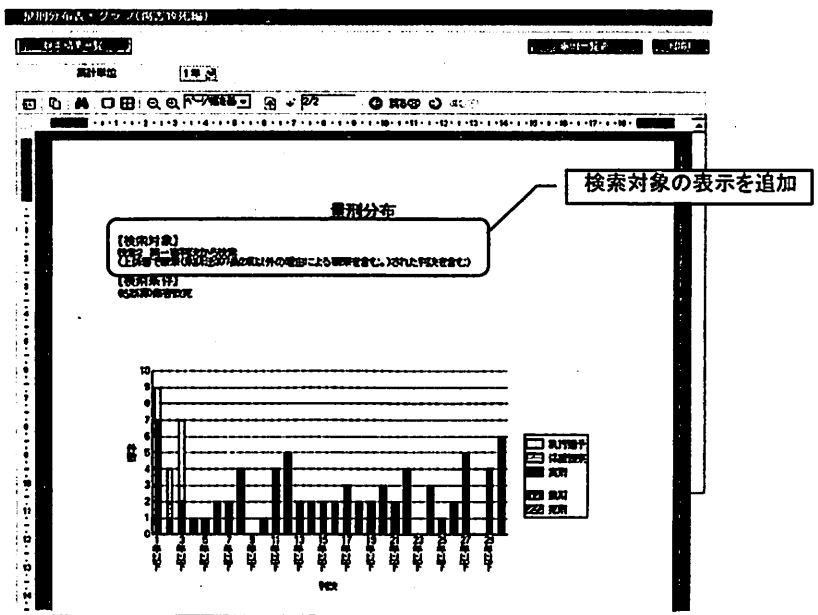

改修概要4【量刑分布表・グラフ改修概要】

○【検索対象】欄に，1の画面で選択した検索対象が表示され，検索1～3のどの検索対象に基づくデータなのかが明らかになるようになりました(帳票にも表示されます。)。

画面レイアウト

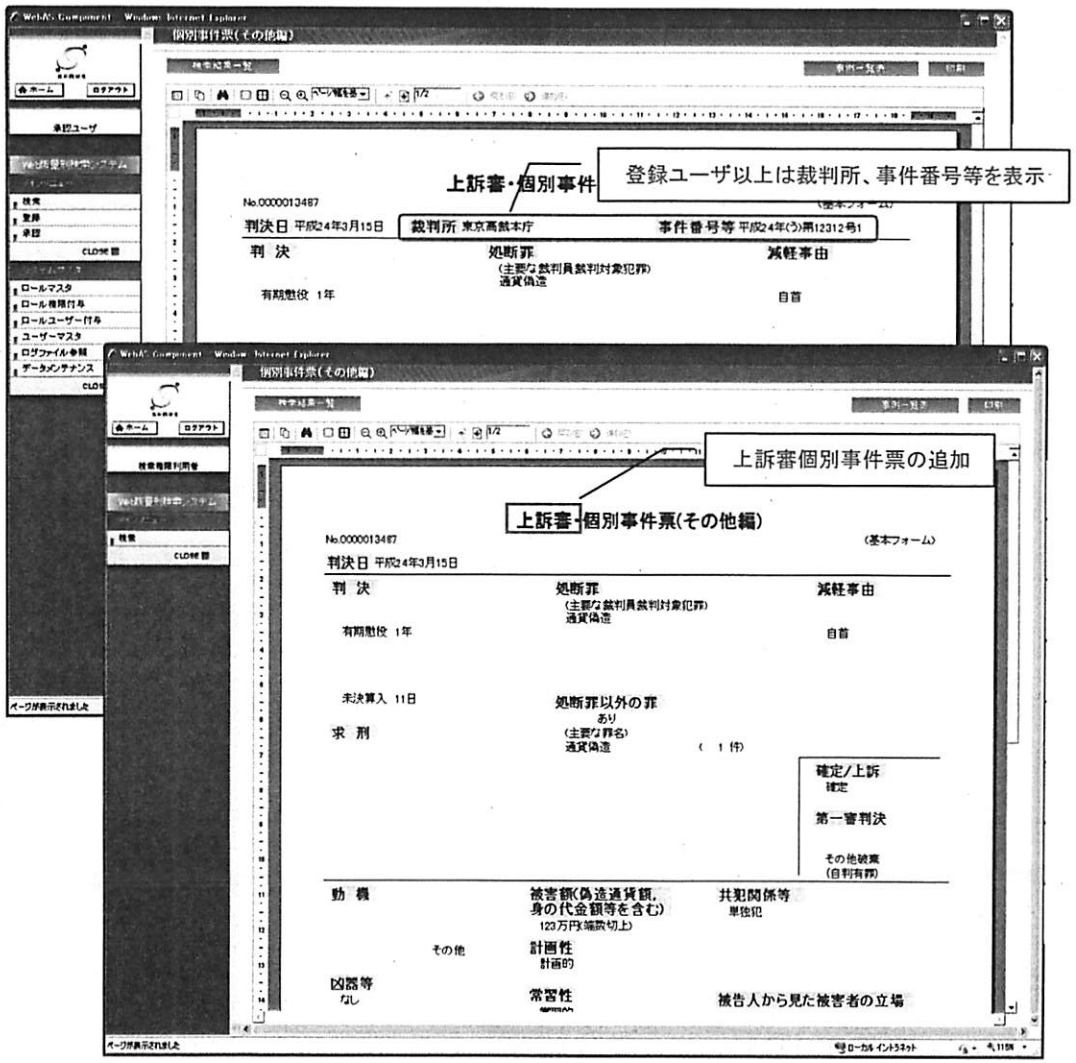

改修概要5【個別事件票改修概要】

- ○ 上訴審用の個別事件票が追加されました。
- ○ 上訴審事件の場合は，タイトルの先頭に「上訴審・」と表示されます。
- ○ 登録ユーザ以上は裁判所、事件番号等が表示されます。

裁判員量刑検索システム

【登録編】改修概要説明書

最高裁判所　事務総局　刑事局

画面レイアウト

「ステータス」に検索条件「破棄データ承認待ち」を追加

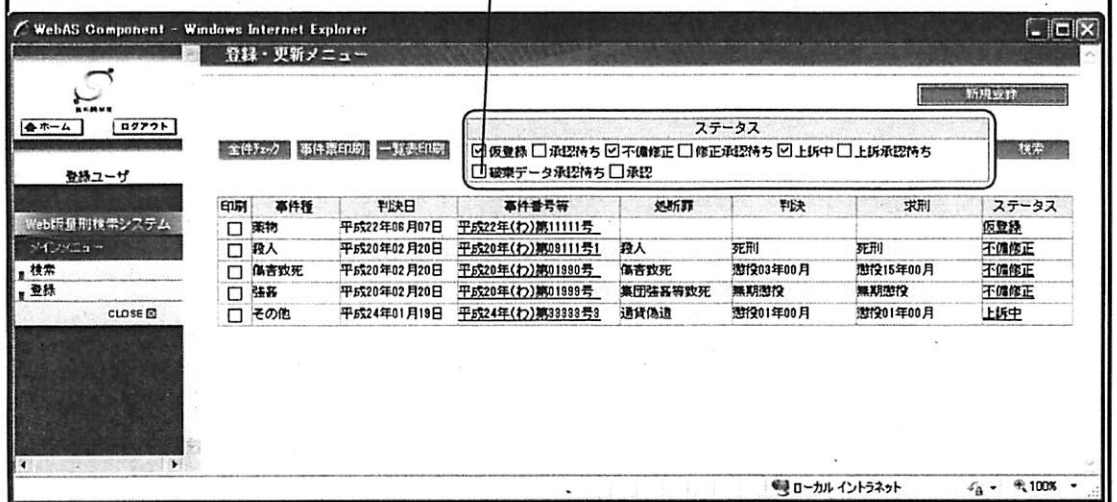

改修概要1【登録・更新メニュー改修概要】

○ 登録・更新メニューの画面が次のとおり変更となりました。
検索「ステータス」に「破棄データ承認待ち」が追加表示されました。

＜補足＞
「破棄データ承認待ち」とは，上訴審結果において，
その他の破棄（刑訴法397条1項による破棄）
と登録した場合に表示されるステータスです
（その他の破棄の上訴審結果承認待ちの状態です）。

画面レイアウト
（基本タブ）

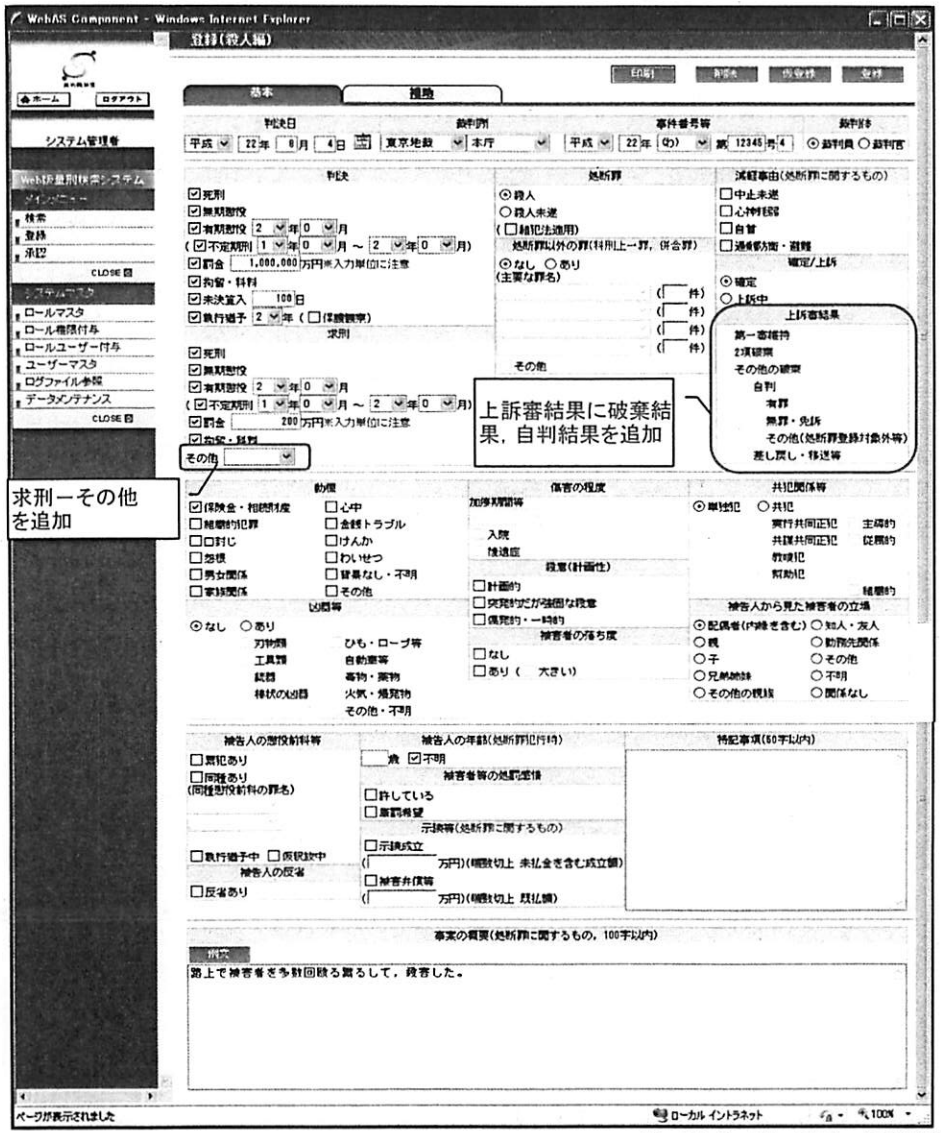

※ これは，第一審データの登録画面です。

改修概要2【登録改修概要】

○ 上訴審結果欄に破棄結果，自判結果が表示されるようになりました。
<補足>
破棄結果…自判，差し戻し・移送等の別が表示されます。
自判結果…有罪，無罪・免訴，その他（処断罪登録対象外等）の別が表示されます。

○ 求刑にその他（プルダウン）項目が追加されました。
罪種によって求刑欄に表示されていない求刑を選択することができます。（下記参照）
※ 認定罪名が変わり，求刑欄から選択できないような場合のみここから選択します。

罪種	:	*その他*
殺人	:	無期禁錮　有期禁錮
傷害致死	:	死刑　無期懲役　無期禁錮　有期禁錮
強盗致死傷	:	無期禁錮　有期禁錮
強姦	:	死刑　無期禁錮　有期禁錮
放火	:	無期禁錮　有期禁錮
危険運転致死	:	死刑　無期懲役　無期禁錮　有期禁錮
薬物	:	死刑　無期禁錮　有期禁錮
銃刀法	:	死刑　無期禁錮　有期禁錮

<補足>
その他編にはその他（プルダウン）項目はありません。
左記画面は第一審の登録画面です。上訴審の登録画面ではありません。

画面レイアウト

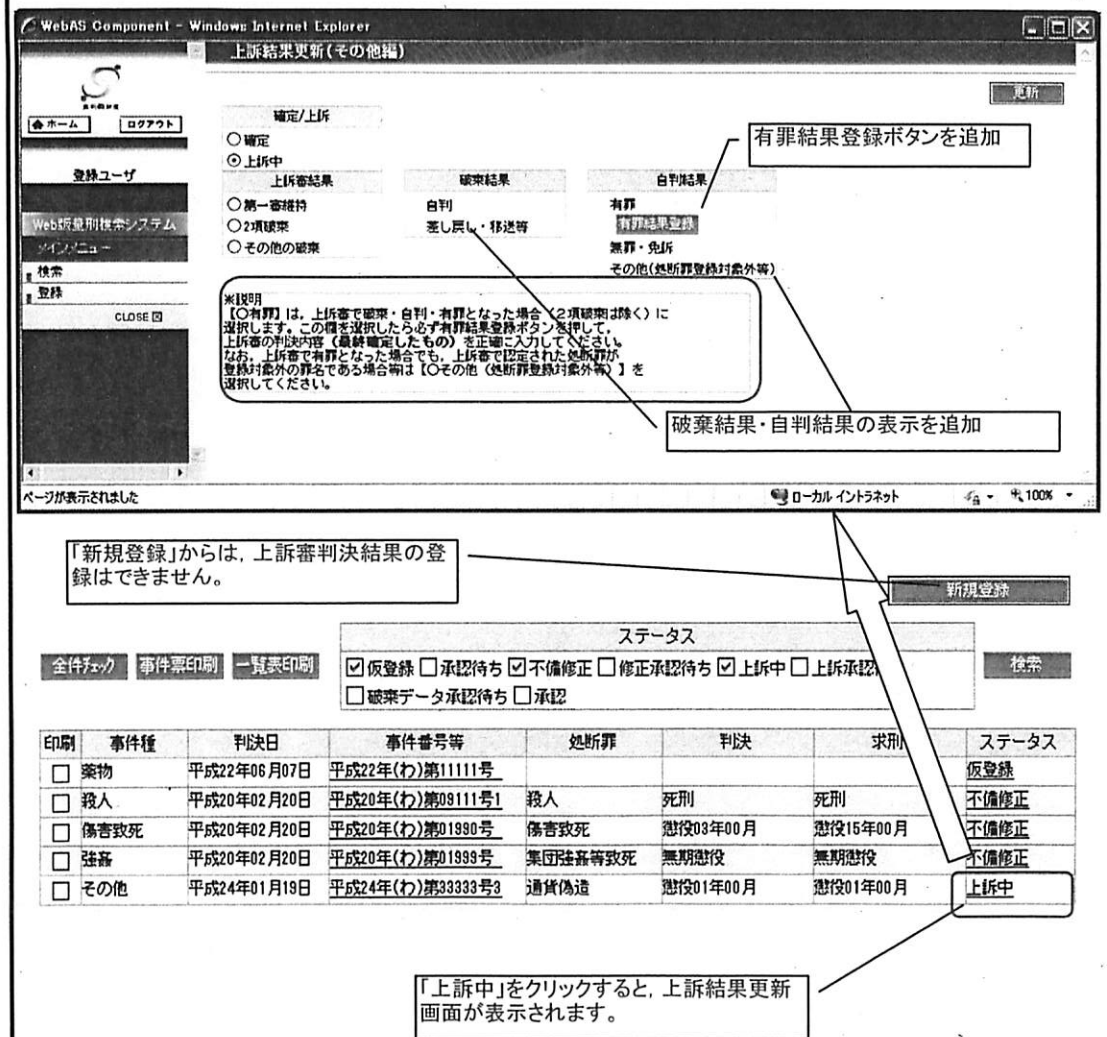

改修概要3【上訴審結果更新改修概要】

○ 上訴審結果更新画面が左図のように変更され，破棄結果・自判結果の登録機能が追加されました。

○ 事件記録が第一審係属部に戻る等，上訴審結果が判明した段階で，その内容に応じて上訴審結果を更新します（必ず更新してください。）。

○ その他の破棄・自判・有罪を選択した場合には 有罪結果登録 ボタンを押し，上訴審判決内容を入力します（それ以外の場合は，右上の更新ボタンを押して更新します）。
※ 有罪結果登録ボタンを押すと，上訴審自判有罪結果登録画面（次ページ）に移るので，その画面において，上訴審判決内容を正確に入力してください。
※ なお，上訴審判決内容については，「新規登録」から登録することはできません。

○ 上訴審結果更新画面は，左図のように「上訴中」ステータスをクリックすると，遷移します。

○ 有罪結果登録 をクリックするには，下記の項目選択が必要となります。

確定/上訴	⇒	確定
上訴審結果	⇒	その他の破棄
破棄結果	⇒	自判
自判結果	⇒	有罪

＜補足＞
下記状態で更新ボタン押下後のステータスの変化については次のようになります。

確定/上訴	上訴審結果	破棄結果	自判結果	更新後ステータス
確定	第一審維持			上訴承認待ち
確定	2項破棄			上訴承認待ち
確定	その他の破棄	自判	無罪・免訴	破棄データ承認待ち
確定	その他の破棄	自判	その他	破棄データ承認待ち
確定	その他の破棄	差し戻し・移送等		破棄データ承認待ち

※ 自判結果が有罪の場合，更新ボタンでは更新できません。
自判結果が有罪の場合には，有罪結果登録ボタンを押して，上訴審の判決内容を登録してください。

画面レイアウト
（基本タブ）

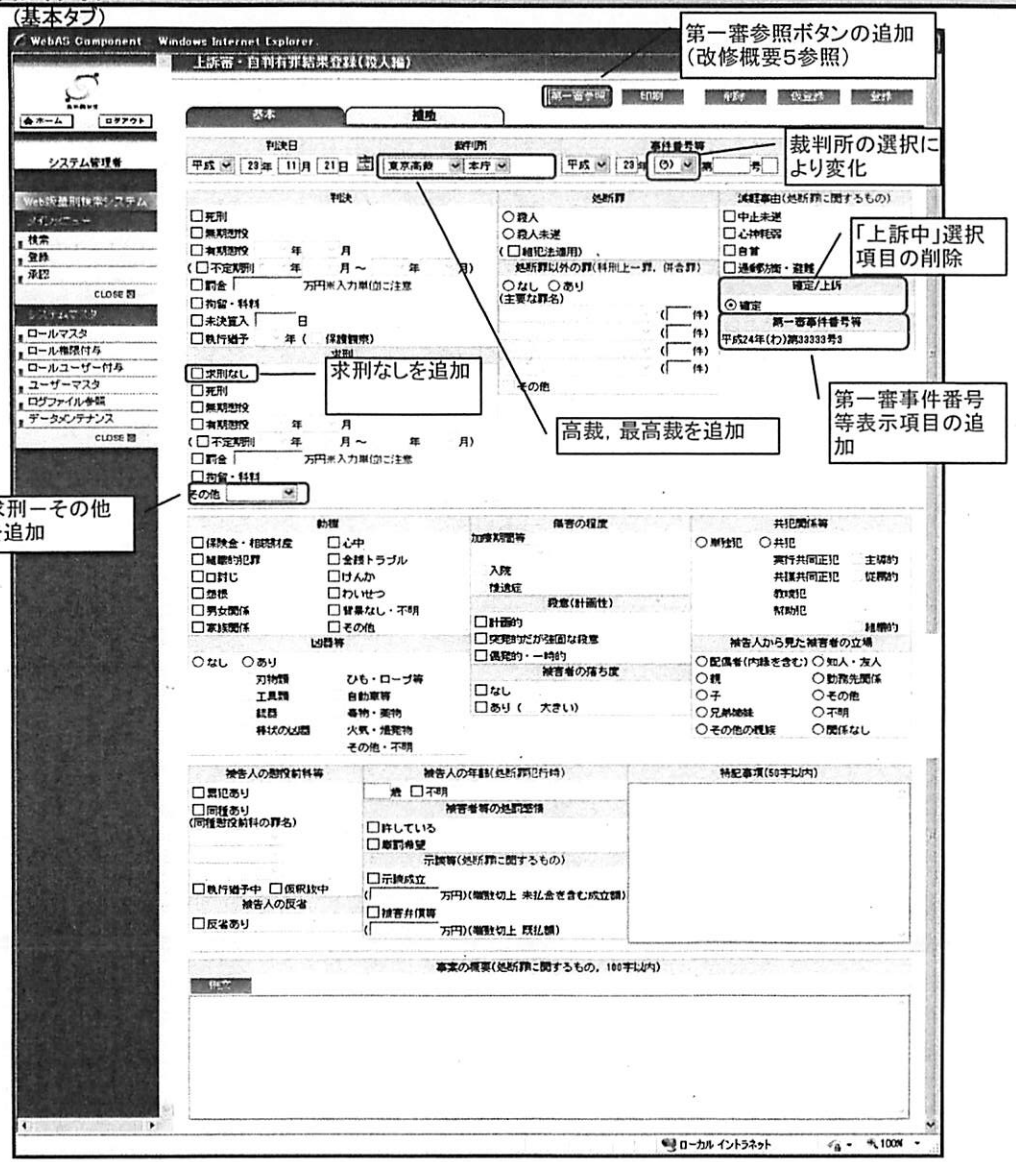

※この画面は，上訴審登録画面です。第一審の登録画面ではありません。

改修概要4【上訴審・自判有罪結果登録改修概要】

- ○ 上訴審判決の内容を登録する機能が追加されました。
- ○ 第一審参照 をクリックすると第一審参照画面を開くことができ，登録の際に参照できます。
  （※画面については，次ページ参照）
- ○ 求刑欄については，初期表示として「求刑なし」にチェックが入っています。
  上訴審でも求刑がなされたような場合のみ，チェックを外して求刑内容を選択してください。
- ○ 上訴審登録は確定してからのみ入力可能のため「上訴中」の選択項目が削除されました。
- ○ 登録上訴審内容と紐付く第一審の「第一審事件番号等」が追加されました。
- ○ 高裁、最高裁を選択できるようになりました。
  （上訴審判決の内容を登録する画面であるため，地裁は選択できなくなりました。）
  高裁選択時は支部：本庁と事件番号「（う）」が自動選択されます。
  最高裁選択時は事件番号「（あ）」が自動選択されます。

※ 上訴審・自判有罪結果登録画面へは，前ページの上訴審結果更新画面で 有罪結果登録 ボタンを押下して移動します。

※ 新規登録から，上訴審結果を登録することはできません。

画面レイアウト
（基本タブ）

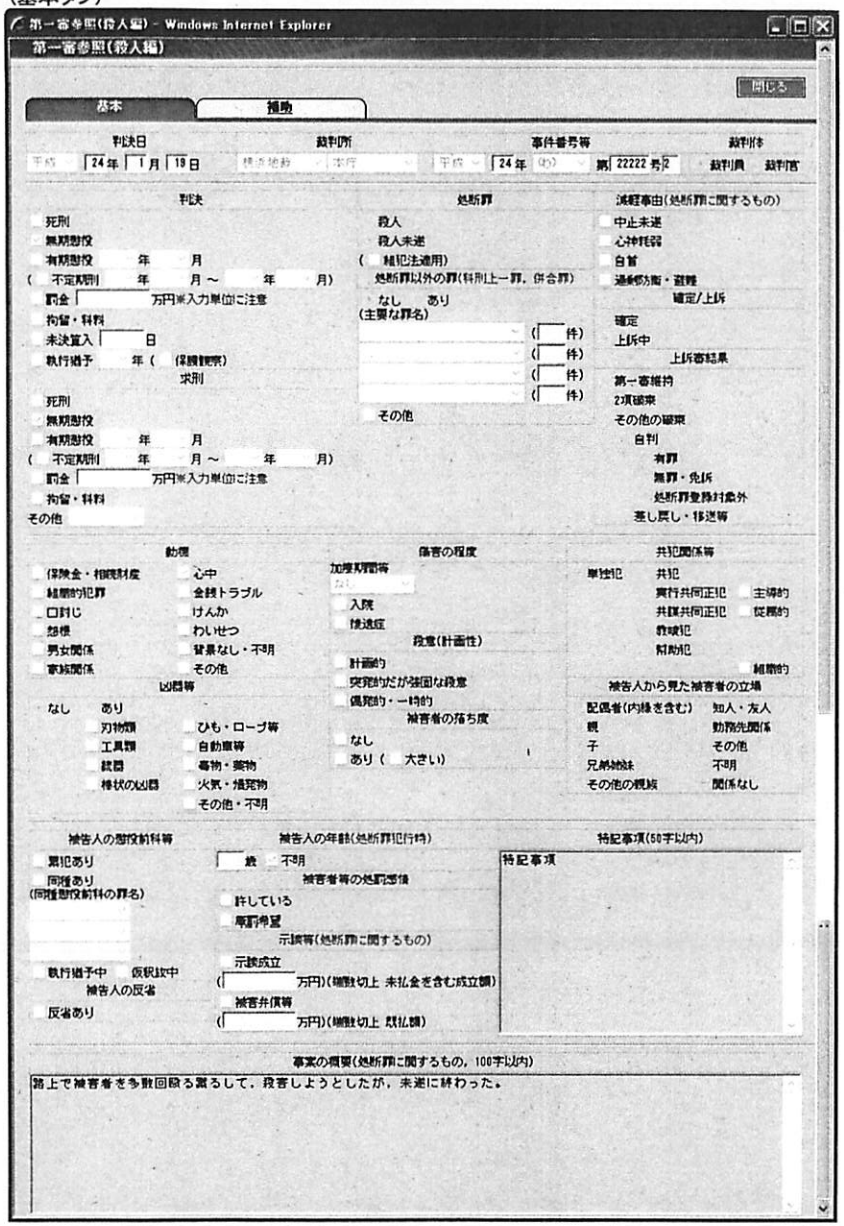

改修概要5【第一審参照改修概要】

○ 上訴審結果登録の際に，第一審の内容を参照する機能が追加されました。

○ 本画面による内容の修正，更新は行えません。

○「特記事項」，「事案の概要」の内容はテキストコピーすることが可能です。
（ただし，コピーを利用する場合でも上訴審内容を正確に入力していただくようご注意ください。）

○ 閉じる　ボタンをクリックすると画面を閉じます。